

○藤原豊和副委員長

ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

殿本委員長から欠席届が出ておりますので、私が議事の進行を務めさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第92号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○北本恵資福祉部長

議案書の67ページをお願いいたします。議案第92号岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則の一部改正に伴い、用語等を整理し、また、有効期間の初日を特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証に記載された有効期間の初日から適用することとしたためでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は令和6年11月1日から施行するものがございます。

○藤原豊和副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第92号の質疑を終結いたします。

次に、議案第93号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○山本隆彦保健部長

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第93号岸和田市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、厚生労働省保険局国民健康保険課長・厚生労働省保険局高齢者医療課長通知の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについてにより、特別の理由がある者に対する一部負担金または保険料の徴収猶予の取扱いについて、その期間を延長する等の見直しを図ることから、関係規定の整備を図るため、条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきまして御説明させていただきます。73ページをお願いいたします。第5条第2項については、一部負担金の徴収猶予の期間について規定を改めるもので、第49条第1項につきましては、保険料の徴収猶予の期間について規定を改めるものでございます。通常6か月である徴収の猶予期間を、被保険者が急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた場合にあつては、その者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年を超えない限度において猶予することができるものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

○藤原豊和副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中市子委員

医療費の支払いの猶予期限が半年から1年に延びたということでは単純に歓迎していいのかなというふうに思うんですけども、今回の条例改正に至った経緯というか、

どうい理由でこい条例改正が行われたのかをお示してください。

○新内利彦健康保険課長

認知症などで判断能力が不十分であり、身寄りの有無が判明できない方が急患等として医療機関を受診し、即時入院が必要となった場合におきまして、本人に治療に要する医療費の負担能力があるか不明であることや、負担能力があるにもかかわらず預貯金を引き出せないなどの事情により、生活保護担当部署において職権で生活保護の開始を決定し、医療費の支払いを行うといった場合がございます。こうした事案のうち、その後、本人に資力があることが判明し、資力の活用が可能となったことにより、その資力の範囲において生活保護費の返還義務が生じ、医療費の全額を本人に請求するといった事案がございました。

このことを受けまして、同様の事由により職権で生活保護を決定した方で、本来、健康保険の被保険者となる方については、医療費の返還による負担が多くなるため、一部負担金及び保険料の徴収猶予を最長1年とすることが厚生労働省より示されたことから、条例改正に至った次第でございます。

○田中市子委員

取りあえず生活保護で対応となったケースがあつて、その場合、後で資力があるとなると、そのときに生活保護で負担した医療費は全額負担になりますので、それが大きく後でのしかかってきたケースがあつたということで、理由は理解できました。

ところで、本市ではこのようなケースはこれまでに起こったことがあるのか、お答えください。

○新内利彦健康保険課長

このようなケースでございますが、現在、私どもではないというふうに認識しており

まして、現在のところ聞いてもございません。高齢化が進む中で、こういったケースも今後起こり得るものというふうには考えております。

生活保護担当部署からこのような情報提供があつた場合は、当該担当部署との適切な連携を図り対応することが厚生労働省の通知にも示されていることから、その内容を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○藤原豊和副委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第93号の質疑を終結します。

次に、議案第100号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○北本恵資福祉部長

議案書の105ページをお願いいたします。議案第100号指定管理者の指定につきまして、福祉部が所管しております施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は岸和田市立福祉総合センター、指定の相手方は社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであり、この施設の募集につきましては、前回に引き続いて公募により行い、岸和田市指定管理者審査委員会において指定管理者候補者が選定されたことによるものでございます。

岸和田市立福祉総合センターは、地域の高齢者や障害者に対する各種の相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を行うとともに、地域住民、ボランティア団体、NPO等の民間団体の自主性、自発性の福祉活動等を支援し、市民福祉の向

上を図ることを目的に設置された施設でございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付いたしております資料のとおりでございます。

○藤原豊和副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第100号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決いたします。

議案第92号、議案第93号及び議案第100号の以上3件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

それでは、報告事項に入ります。

報告の申出が1件あります。

それでは、発言を許します。

○藤原林市民病院事務局長

令和6年3月に策定した市立岸和田市民病院経営強化プランにおいて、経営形態の見直しについて記載しております。プラン策定過程において、病院経営に詳しい公認会計士や大学准教授にも参加していただき、経営形態の見直しについて検討した結果、公立病院としての機能が維持され、現在の経営課題を解決するための最適な経営形態は地方独立行政法人であるとの結論に至っております。

この結論を踏まえ、地方独立行政法人への移行に関する具体的な検討を行っていく

こととプランに記載しており、今年度、検討調査を行ってまいりました。今回は、その地方独立行政法人への移行に関する検討調査結果をこの場で御報告させていただくものでございます。

それでは、今回取りまとめました市立岸和田市民病院の経営形態の見直しに関する検討報告書につきまして、御配付しております資料に基づき御説明させていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。ここでは経営形態の見直しの検討の目的と背景を記載しております。多くの公立病院が医師、看護師等の不足、人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、持続可能な経営形態を確保することが難しくなっております。そのような中、働き方改革による医師の時間外労働時間の規制もあり、公立病院を取り巻く状況はさらに厳しくなることが見込まれます。今後はより一層迅速で柔軟な経営判断が必要になると考え、当院にふさわしい経営形態を検討することといたしました。

検討に当たっては、当院が公立病院としてこれまで果たしてきた医療機能が損なわれることなく、将来にわたって持続可能な医療提供体制を保持していくことを最大の目的として検討を開始しました。

(3)では現状の課題を記載しております。医師の働き方改革への対応や処遇改善等、制度への対応が課題として挙げられました。

3ページをお願いします。昨年度の経営強化プラン策定時に行った検討内容と今年度の取組内容を記載しております。経営強化プラン策定過程における検討では、有識者からの意見も聞きながら、現在の経営課題を解決するためにはどの経営形態が最適かという視点で検討し、現行経営形態であ

る地方公営企業法の一部適用及び全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度について検討いたしました。

検討の結果、公立病院としてより迅速で柔軟な意思決定を行っていくためには、地方独立行政法人が最適であるとの結論になり、経営強化プランを進めていく中で、地方独立行政法人への移行を具体的に検討していくこととなりました。

経営強化プランのパブリックコメントでは、経営形態の見直しに関する御意見を頂いております。不採算医療はどうなるのか、職員が減ってしまうのではないかと、なぜ地方独立行政法人化なのかなどの御意見を頂き、記載内容のとおり回答しております。

4ページをお願いします。令和6年度の実行計画です。府内2病院の視察と、法人化における財務要件の確認のための調査を実施しております。

5ページをお願いします。現在の経営形態と地方独立行政法人の比較を表にまとめております。主なものを御説明いたします。

上から2つ目の経営責任について、現在は市長に経営責任がありますが、地方独立行政法人では理事長が経営責任を負います。

その下、経営目標・評価について、現在は法令による義務づけはございませんが、地方独立行政法人では法令による義務づけがございます。まず、市長が中期目標を作成します。作成には議会の議決が必要です。中期目標達成のために法人が中期計画を作成します。こちらも議会の議決が必要です。中期計画に基づき年度計画を作成し、年度ごとの業務実績は、外部の専門家が入った評価委員会で評価され、議会に報告されます。評価委員会が評価することにより、現在より事業の透明性が増すと考えております。

2つ下、救急・高度・不採算医療につい

て、現在は市の施策として実施しております。地方独立行政法人では、市の作成する中期目標により実施しますので、現在と変わらず救急・高度・不採算医療を提供します。

3つ下、職員採用について、現在は人事課などと調整の上実施しておりますが、地方独立行政法人では法人が適時独自に採用できます。

下から2つ目、一般会計負担について、現在は総務省繰出基準により一般会計から繰入れしております。地方独立行政法人でも同じ基準により運営負担金として繰入れされます。

6ページをお願いします。地方独立行政法人によるメリット、デメリットを表にまとめております。主なものを御説明いたします。

まずメリットですが、①病院経営のメリットとして、理事会における臨機応変で自律的な運営が可能となり、診療報酬改定時などにおいて人員や設備等の体制整備を迅速に対応できるようになります。②患者、市民のメリットとして、意思決定は理事会によることとなるため、患者ニーズにより柔軟かつ迅速に対応できるようになります。③医師のメリットとして、柔軟な勤務形態を設けることが可能になり、子育てや介護をしている医師、特に女性医師や多様な働き方を求めている大学医局の意向を反映でき、より多くの医師を採用できる体制が取れるようになるかと考えております。

続きまして、デメリットです。②患者、市民のデメリットとして、市が直接経営を行わなくなることによる漠然とした不安が発生するおそれがありますが、右隣の備考に書いているとおり、市が100%出資する法人が運営する公立病院であるため、患者への医療提供はこれまでどおりと変わりござ

いません。⑥事務局等、医療職以外の職員のデメリットとして、本庁で担っていた会計処理や人事管理などの業務が増えますので、事務員の増員が必要となります。

7ページをお願いします。結論といたしまして、地方独立行政法人の移行に必要な財務要件も調査の結果満たしており、法人化に対するデメリットはあるものの、特に人材確保の面などでメリットのほうが大きいので、今後も公立病院として病院運営を継続していくためには、地方独立行政法人への移行が有効であると判断し、移行に向けて具体的な準備を進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールですが、令和7年度当初予算で法人移行支援に関する費用を計上、令和7年4月に市民病院事務局内に法人移行準備課を設置し、令和9年度を目標に地方独立行政法人への移行を目指します。

○藤原豊和副委員長

ただいまの報告に対して御質問等がございましたら御発言願います。

○岩崎雅秋委員

必要な人材の確保ができるのか、また、必要な財政措置、経営が、病院の実態に即した給与制度とか、また機動力のある予算措置や病院の実態に即した弾力的な予算執行ができるといういいことばかりの話も出ていますけれども、ということは、悪いこともその反面あると考えているんですけれども、公共性が高い医療水準を維持するために、法人移行後も市からの財政支援は拡大していくと予測もされるんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○横田智美経営管理課長

市からの繰入れについての御質問でございますが、説明させていただきましたように、運営費負担金という名目にはなりますが、同基準で繰入れされることとなります。

○岩崎雅秋委員

先ほどの質問の趣旨は、現在の状態での市の財政支出がもっと拡大するのではないのかという質問なんですけれども、それについてはどうなのでしょう。

○横田智美経営管理課長

市当局と今も相談しながら繰入金は決めていますので、そのときの状況によると思いますけれども、基準的には変わらないと考えております。

○岩崎雅秋委員

では、視察先で市立東大阪医療センターと市立吹田市民病院を視察されたと書いていますけれども、そちらを視察されて、うまくいっているのか、どのように感じたのか、お答え願えますか。

○横田智美経営管理課長

どちらの病院も、うちでメリットとして挙げております運用につきましては改善されているというふうに聞いております。ただ、コロナ後の状況ですので、どこの病院も厳しい状況は事実であると思います。

○岩崎雅秋委員

独法化したらどのような状態になっていくかということは、まだはっきりは分からないということなのでしょう。

○横田智美経営管理課長

委員御心配いただいているとおりでと思いますけれども、今のままで行けば、医師の働き方改革も始まっておりまして、現状を維持していくことが難しいという判断の中で、今の医療体制を維持していくために独立行政法人を目指したいという結論になっております。

○岩崎雅秋委員

現状での質問はこれで終わります。

○海老原友子委員

前回の報告よりもデメリットの項目を記載していただいているところなんです。

3ページの(2)の②のところですが、むしろ職員数は増加すると考えているとあります。先ほどの表のところでは事務が増えると思われるという記載だったんですけども、職員が増加するというのは、事務職だけではないという表現だと思うんですけども、どういう根拠なのか教えてください。

○横田智美経営管理課長

既に独立行政法人化しております病院に調査させていただきまして、独立行政法人化前の人員と現在の人員とでどちらの病院も増加、当院ももちろん増加しておるんですけども、その増加率というのは独立行政法人のほうが多いと考えております。また、医師の採用におきましては、説明でもありましたように、柔軟な雇用体制を取ることによって、医師、看護師等を確保できる体制を整えて、少しでも多く来ていただければというふうに体制を整えたいと思っております。

○海老原友子委員

柔軟な雇用ができるということで、円滑な採用というようなことだったかと思うんですけども、今、公務員の給料表でしているのが、給与を公務員の給料表じゃなくて、病院の法人の独自の給料表というか、それで医師の給料を上げれば、たくさんお医者さんが来てくれるんじゃないかということかなと思うんですけども、先ほど岩崎委員も発言されていたように、繰入金額の基準は変わらないということですが、総額が上がることも考えられますし、医師の分を上げる分、ほかの職員の分が減らされるのではないかと、職員が増えるというところは、正職員じゃなくて非正規雇用が増えるのではないかと懸念があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○横田智美経営管理課長

非正規職員につきましては、現在、会計年度任用職員ということで任用させていただいているところなんですけれども、独立行政法人化によって、その制度ではなく、一定常勤か期限のない形での雇用が進めば、現在の会計年度任用職員の在職期間も増えると思われまので、人員については、その意味で、会計年度任用職員が増えるということではなくて、常勤の職員が増えることにつながればというふうに考えております。

○海老原友子委員

府下の2か所の病院へ視察に行かれたということですが、どちらも改善されているという報告をお聞きしました。文教民生常任委員会で、先日、広島市の独立行政法人の病院を視察してまいりました。広島市ですから、岸和田市とは全然規模が違いますし、とても大きな病院で、4か所の病院が独立行政法人になっているのを見てきました。改善点も多く報告は受けたんですけども、昨年度、令和5年度が大変な赤字を出したということをお聞きしました。その対策として今年度はどうしているのかと聞いたところ、マニュアルにあるとおりに進めるということで、そのマニュアルというのが患者の入院数の期間を減らすとか、今覚えているのはそういうことだったんですけども、そういうことで経営強化、経営重視というところ辺では、住民サービス、入院患者へのサービス低下、負担が行われるのではないかとすごく危惧しているところなんですけども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○横田智美経営管理課長

入院患者の扱いについては、今までと変わらない体制、今までの状況を維持したいというふうに考えておりますので、必要な方には必要な入院期間という形になると考

えております。

○海老原友子委員

6ページの検討結果のところですけども、市が100%出資するというので、その前のページで、市長は中期目標を作成して、議会の議決が必要やということなんですけれども、その目標も法人の理事会が最終的には決定するというような内容ですので、市としては、金は出すけれども口は出せないという状態になるのかなというところを危惧するところです。働き方改革という国の方針の中で、フレキシブルな働き方ということを挙げられているわけですが、今の市からの繰入金を使った中で、医師の給料表の改善とかというようなところで、独立行政法人にならなくても改善される場所はあるのではないかと思うんですが、その辺は検討委員会では検討し尽くされてきたところなんですか。

○横田智美経営管理課長

今のままではやはり医師の確保がかなり厳しい、医師がいなければ診療体制を拡充することも困難ですので、医師の確保については一番の重要課題と思っております、その中で独立行政法人化が必要であるというふうに検討委員会の中でも検討した結果になります。

○海老原友子委員

まだまだ独法化についてはいろいろ懸念する点が多くあります。今後の検討委員会でも、独法化ありきで進むのではなく、またいろんな懸念事項とかがあったら、踏みとどまって検討していただくことを願うものです。

○田中市子委員

先ほどの岩崎委員と海老原委員と重なるところもあるんですけども、独法化したからといって画期的に収入が増えるというわけではない、医師の雇用がしやすく

なる、会計年度任用職員は常勤化できるというところなんですけれども、そうなる、どこか削らなアカンとこが出てくるのではないかというふうにお考えでしょうか。

○横田智美経営管理課長

医師の確保ができれば、もちろん診療報酬の増収につながるというふうにお考えしておりますので、繰り出しが増えるとか、そういうことは今の段階では考えておりません。

○田中市子委員

増収を期待してというところだと受け止めました。広島市に、同じように行かせていただきましたけれども、かなり電気代とか紙とか、細かいところすごい節約せなアカンというようなことなんかも言われておりましたし、医療に直接関わらない職員の給料なんかは私たちは心配なところなんです。

そういうことで、その他の懸案事項のところにもありますけれども、技術職の確保とか障害者雇用、今、多分、洗濯なんかを、障害者を優先的にというふうなことも行っていると思いますが、それとか市内の事業所を大事にするとか、そういった部分が削られていくのではないかと懸念するんですが、その辺りは、この懸案事項の説明と併せてお願いしたいと思います。

○横田智美経営管理課長

確かに、懸案事項については重要な課題であるということで挙げさせていただいております。特に今、障害者雇用の問題につきましては、今は市と併せた形で報告していただいているところなんですけれども、病院独自でという形になります。現在も作業所等へ委託させていただいて、来ていただいているところなんですけれども、今後の雇用形態等については、独立行政法人の移行の準備の中で詳細は決めていきたいと

いうふうに考えております。

○田中市子委員

ついでに技術職の確保という部分も。

○横田智美経営管理課長

確かに技術職の確保につきましては、本庁でもかなり厳しい状況が続いておりますので、市民病院においても同様に考えておりますので、市長部局とも相談しながら、できるだけ確保、OB等の活用等も考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○田中市子委員

わかりました。ただ、単純に医師が増えて収益につながるという期待はしたいところなんですけれども、コロナ後、やっぱりなかなか診療報酬とかも大変な状況になっているということでは、どちらにしても大変な状況やと。今のままでもそうかもしれないけれども、独法化されたからといって夢のようなものが待っているとは思えませんので、慎重に市民の声なんかも聞きながら考えていっていただきたいというふうに思います。

○松本妙子委員

私も2点お聞きしたいと思うんですけれども、確かに医師の確保と看護師確保というのは独法化したほうが探しやすいと思います。ただ、医師を探すのもそう簡単にはいかないと思うんですが、先日の広島市民病院の視察のときにお聞きした中で、人材を探すときは市に頼るほうが効果的と判断したということだったんです。市の見解はいかがですか、これに関して。もう全く独立行政法人に、人材を探すときは任せるというおつもりでしょうか。

○藤原林市民病院事務局長

医師の確保につきましては、基本的には大学医局を派遣していただくというのを基本と考えております。その中で、市長であ

るとか副市長も時によっては一緒に今までも行ってもらって人材確保に動いてもらっていました。やっぱりそういう動きというのは、大学医局の教室の教授とかに対するアピールとかインパクトになると考えておまして、当然、独立行政法人化した後も協力していただけるところは協力していただいて、市を挙げて病院の運営を支えていってほしいと。それは今もそうですし、これからも独立行政法人になったとしても、同じような方向で進めていってほしいということ、病院側からも働きかけていきたいと思っております。

○松本妙子委員

連携は今までと変わらないということですよ。ただ、事務職員というのは広島市の場合は変化なしで、医師と看護師だけが独法化によりましてかなり増加しているんですけれども、事務職員が全然変化なかったということなんです、今度、独法化しましたら地方独立行政法人に職員の部分も全部任せるとですよ。確認ですけれども。

○横田智美経営管理課長

医療職につきましては、法人化した場合、法人の職員という形になるんですけれども、事務職員につきましても、同様に法人の職員ということでの雇用は進めていくとは思いますが、最長で10年間は本庁からの派遣という形で進めている病院があると聞いておりますので、順次引継ぎしながらという形になると考えております。

○松本妙子委員

理解しました。ありがとうございます。ただ、独法化の話が出て、病院内、現在も離職を希望する方もいらっしゃると思うんですが、離職を避けるために何か説明会とかを行っていますでしょうか。

○横田智美経営管理課長

経営強化プラン策定の段階で、今年1月、

院長より独立行政法人への移行の方向性については職員に説明しております。今回、正式に議会で御報告させていただいて、より具体的に進めていくこととなりますので、職員にも適宜周知、説明していきたいと考えております。

○松本妙子委員

お願いします。やっぱり独法化をきちっと説明してあげる。現在の職員たちも看護師たちもちょっと不安に思われている方がいるようです。ですから、本当に離職を避けるために、今までと同様、しっかり働きやすい職場っていうのをつくっていただけるとよい要望して終わります。

○藤原豊和副委員長

他に御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で報告事項を終わります。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で文教民生常任委員会を閉会します。

(以 上)